

第2編

第二次出水市総合計画

基本構想

計画期間 平成30年度～平成39年度

第1章 基本理念

第2章 将来都市像

第3章 施策の基本方針



第1章 基本理念

私たちのまち出水市は、紫尾や矢筈の山々を背にし、八代海（不知火海）に面した広大な平野に多くのツルが越冬する豊かな自然と武家屋敷群をはじめとする由緒ある歴史を有するまちです。

平成20年に策定した第一次出水市総合計画では「人と自然が融和した にぎわいある元気都市 出水市」を将来都市像に定め、豊かな自然と共生しながら、培われてきた歴史・文化を継承しつつ、多様な価値観を持つ人々がともに生活できるまちづくりを推進してきました。

その間、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し続けています。

九州新幹線の全線開通や南九州西回り自動車道、北薩横断道路等の高速交通網の整備の進展は、人や物の交流促進につながり、地域活性化に寄与しています。

一方、急速に進行している人口減少と少子高齢化は今後さらに私たちの生活に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

これからも、全ての人々が知恵を出し合い、まちづくりに参加することで、市民がさらに暮らしやすく、活力あるまちを創造し、後世に受け継いでいくことが大切です。

このことから、第二次出水市総合計画においては、これまでのまちづくりの理念を引き継ぎ、「人々の知恵と活力で築くまちづくり」を基本理念として位置付け、さらに活力あるまちづくりを推進していきます。

人々の知恵と活力で築くまちづくり

第2章 将来都市像

人口減少と少子高齢化が進行し、大きく変化し続ける時代にあって、豊かな自然と由緒ある歴史を持つ出水市が、今後も安心して暮らせるまちであるためには、市民一人ひとりが力を合わせて、活力ある産業や支え合いのまちを創っていく必要があります。

誰もが、ここに住みたい、住み続けたいと思えるまちを目指して、将来都市像を次のとおり設定します。

みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市

※「活力都市」とは、第一次総合計画における「元気都市」の発展した姿を指しており、豊かな自然の中、「まち」「ひと」「しごと」の3つがいずれも活力に満ちた都市のことです。



第3章 施策の基本方針

第1節 人と自然が将来にわたって共生するまちづくり

市民の身近な生活空間に満ちあふれる自然環境や水と緑を生かした美しい街並みを保全するとともに、温室効果ガス^(※)の排出抑制、資源やエネルギーの有効利用、再生可能エネルギー^(※)の導入等に努め、暮らしと自然が調和した持続可能な循環型社会^(※)をつくり、人と自然が将来にわたって共生するまちを目指します。

1 自然環境の保全、自然との共生

豊かな自然と多様な生態系を保全し後世に継承するため、森林の公益的機能や地球温暖化対策に関する啓発と環境学習に努めます。また、再生可能エネルギー導入等のエネルギー対策や自然を生かした街並みの保全、自然と親しむ空間の充実を図ることにより、自然との共生に努めます。

2 上水道の充実

市民に安全で安心な水を安定して供給するため、施設の適正な維持管理を行うとともに効率的な更新を進めます。

3 下水道等の整備・充実、生活排水処理対策の推進

快適で潤いのある生活環境や清らかな河川や海などの水域を保全するため、下水道及び小型合併処理浄化槽の普及推進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。

また、雨水排水施設の整備を進め、自然災害による地域の浸水被害の解消に努めます。

4 環境衛生・環境美化の推進

衛生的な生活環境と循環型社会を作るため、廃棄物の排出抑制に努め、適正に処理するとともにリサイクル等を推進し、資源としての有効活用を図ります。

また、ポイ捨てや不法投棄の防止に関する意識の高揚に努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害防止に努め、市民ぐるみで環境美化を推進します。

(※) 温室効果ガス／二酸化炭素、メタンガス、フロンなど、地球温暖化の主な要因とされる気体

(※) 再生可能エネルギー／石油代替エネルギーである太陽・風力・水力・バイオマス発電など

(※) 循環型社会／物質の効果的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと

第2節 都市基盤が整った機能性の高い快適なまちづくり

各地域拠点に都市機能を集約するコンパクトなまちづくりを推進することで、各地域の特色を生かした賑わいを創出します。そのため、拠点を重視した都市施設の整備と公共交通機関の充実を図ります。

また、南九州西回り自動車道や北薩横断道路の整備を促進するとともに、交通ネットワークの連携により物流機能の向上を図ります。さらに、社会基盤施設等の充実を図り、機能性が高く快適なまちづくりを目指します。

これに併せ、総合的な危機管理体制の確立に努めるとともに、市民と一体となった対策を推進することで安全・安心なまちづくりを進めます。

1 計画的な土地利用

快適な市民生活を支える秩序あるまちづくりを進めるために、農用地との整合を取りつつ、住宅地、商業地等が、計画的で適正に配置された土地利用を推進します。

2 道路・港湾・交通ネットワークの充実

快適で安全性の高い道路交通体系を構築するため、都市計画道路の見直しを行うとともに市内外を結ぶ幹線道路の整備を推進します。併せて、地域住民との共同による生活関連道路の維持管理、道路・交通施設の安全対策、バリアフリー化や長寿命化対策を講じます。また、南九州西回り自動車道などの交通ネットワークや港湾を活用した物流機能の強化を図ります。

さらに、北薩横断道路の整備促進、島原天草長島連絡道路の計画路線化、九州新幹線及び肥薩おれんじ鉄道の利用促進並びに地域間を結ぶ公共交通機関の運行充実を図ります。

3 河川・海岸等の保全・整備

豊かな自然環境を生かした憩いの場として、水辺空間等の保全・整備を推進します。また、豪雨時の浸水防止、土砂災害危険箇所点検など、災害に強い河川等の保全・整備を推進するとともに、海岸部の高潮対策の整備を促進します。

4 公園・緑地の充実

市民の快適な生活空間を形成するため、歴史・景観資源を活用した地域住民に親しまれる公園及び緑地の充実を図ります。

5 市街地・宅地・住宅の充実

にぎわいのある快適な住環境を備えたコンパクトなまちづくりを目指すため、都市機能増進施設^(※)が充実した市街地や各地域の生活拠点の形成を図ります。また、良好な宅地形成を促すとともに、公営住宅の機能向上と整備、空き家等の有効活用などを進めることにより、安全で安心な住まいづくりを推進します。さらに、住宅困窮者の多様化に対応するため、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の有効活用により住宅セーフティネット^(※)の取組を行います。

6 総合的な危機管理・防災力の充実

災害から市民の生命・身体・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、総合的な防災体制の確立を目指すとともに地域の自主防災力を高め、災害の未然防止と被害軽減を図ります。

7 消防・救急体制の充実

災害・非常事態に対応できるよう人的機動力の育成、資機材の整備による消防・救急体制の充実を図ります。また、市民に対して防火知識の普及啓発に努め、火災のないまちづくりを目指します。

8 生活安全対策の充実

交通事故のない社会を実現するため、交通安全施策を推進し、市民の安全・安心の確保に努めます。また、犯罪のない明るい地域社会を作るため防犯対策の充実を図ります。さらに、消費生活等の安全確保のため市民への啓発と相談体制の充実に努めます。

(※) 都市機能増進施設／医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって都市機能の増進に著しく寄与するもの

(※) 住宅セーフティネット／高齢者や障害者等の独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み

第3節 子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を整備するとともに、年齢や障害の有無にかかわらず全ての市民が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく暮らせるよう、共に支え合う福祉のまちづくりを目指します。また、全てのライフステージ^(※)において健康づくりの推進と医療サービスの向上に努めます。

1 健康づくり対策と医療体制の充実

市民が安心して心身ともに健やかな生活を送ることができるように、全てのライフステージにおいて健康づくりを推進するとともに、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める地域づくりや組織体制等の整備に努めます。また、出水総合医療センターは地域の中核病院として、高尾野診療所及び野田診療所は地域密着型の医療拠点として、医療サービスを提供するとともに、今後の社会情勢の変化や経営状況等を勘案しながら適切な医療体制の充実に努めます。

2 子育て支援・児童福祉の充実

人口減少社会を迎え、次世代を担う子どもたちを育てていくために、子どもを安心して産み育てることのできる環境を整え、多様なニーズに対応した保育サービスを提供し、地域におけるサポート体制の強化に努めます。また、経済支援策を講ずることにより子育て世代にやさしいまちづくりに努めます。

3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生き生きと暮らしていけるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の充実に努めます。また、高齢者の能力を生かしたボランティア・就労機会の拡大に努めるなど、高齢者が心豊かに過ごせる環境づくりを推進します。併せて、介護保険サービス等の活用及び介護予防のための取組、認知症高齢者への施策等を推進することにより高齢者福祉の充実に努めます。

(※) ライフステージ/人生を時期的に区分する言葉。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、青年期、壮年期及び老年期のこと

4 きめ細やかな福祉の充実

全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合う、地域共生社会の実現と包括的な地域づくりを目指すとともに、健康で文化的な生活が維持できるよう支援に努めます。また、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携して支援の充実を図ります。

国民健康保険及び後期高齢者医療保険は、安心して医療保険サービスを受けられるよう、関係機関との連携を図ります。併せて、国民年金は、制度の啓発と相談業務の充実に努めます。

第4節 郷土を愛し文化を伝え豊かな心を育むまちづくり

全ての市民が「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学び、読書に親しみ、スポーツを楽しみ、習得した知識や技術を生かして生きがいに満ちた心豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を目指すとともに、歴史と自然に培われた郷土を愛し、豊かな文化を次世代に伝えるため、文化財の保護や文化の振興に努めます。また、子どもたちの「生きる力」を育むため、学校教育の充実に努めるとともに、郷土の伝統と文化を尊重し、家庭や地域社会との連携を深め、地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進します。

1 生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら意欲をもって学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるようニーズに応じた学習機会を提供するとともに、生涯学習推進体制の充実に努めます。また、図書館や公民館、博物館など、生涯学習施設の有効活用を図りつつ、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。

2 社会教育の充実

郷土の良き教育風土や伝統を生かし、心の教育を中心に据えた家庭や地域の教育力を更に高め、青少年の健全育成に努めます。また、主体性・創造性を持ち、地域社会の一員としての意識と連帯感を高め、郷土の発展に貢献する市民の育成や社会教育関係団体の支援に努めます。

3 学校教育の充実

将来を担う子どもたちが、社会の変化に適切に対応し、主体的に行動できるよう、確かな学力、豊かな心、健康・体力などの「生きる力」を育み、郷土の伝統と文化を尊重し地域に根ざした教育を推進します。

また、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた教育の充実に努めるとともに、家庭や地域社会との連携を深め、学校の特性を生かした教育の充実に努め、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進します。

4 文化の振興

ツルと武家屋敷に代表される数多くの有形・無形の文化遺産や伝統文化等を保存、活用し、歴史と文化が薫るまちづくりを推進します。また、市民に芸術・文化に接する機会を提供し、文化団体等を育成するとともに、これらの活動拠点となる文化施設の機能維持と活用に努めます。

5 スポーツ・レクリエーションの推進

市民が健康の維持増進と体力向上を図り、ライフスタイルに合わせて主体的にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備・充実に努め、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。また、競技団体、選手及び指導者を支援する体制の充実に努め、競技力の向上に努めます。

第5節

地域の^{たから}資源を生かした多様な産業でつくるにぎわいあるまちづくり

農林水産業の発展のため、担い手の育成・確保を図るとともに、安全・安心な農林水産物の高付加価値化を推進します。また、商工・サービス業の振興のため魅力的な商業空間づくりを進めるとともに、頑張る地元企業の競争力強化の支援、企業誘致、創業支援により雇用の安定的な確保及び創出に努めます。

さらに、交通アクセスに恵まれた地域特性を生かして大都市圏等からの移住を促進するとともに、豊かな自然や歴史・文化など多彩な観光資源の魅力向上を図り、国内外から多くの人々が訪れるにぎわいあるまちを目指します。

1 農林水産業の振興

農業は、農畜産物のブランド化、安全・安心な農畜産物の生産及び農地利用集積を推進し、経営基盤の強化を図ります。認定農業者、農業後継者及び新規就農者等の育成・確保や、農業経営の法人化の支援など多様な担い手の育成・強化を推進します。

林業は、木材の生産基盤の整備、意欲ある林業事業者や新規林業従事者への支援等を行い、担い手の育成・確保に努めます。また、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、広葉樹の植栽や除間伐を推進します。

水産業は、海・山・川を一体とした取組により、つくり育てる漁業や資源管理型漁業、漁場の環境保全を推進するとともに、漁港の整備や漁業設備の近代化、流通体制等の改善を図ります。

また、農林漁業者自らが行う6次産業化、異業種と連携して行う農商工連携及び販路拡大を推進し、農林水産物の高付加価値化と第1次産業の所得向上及び雇用創出を図ります。

2 商工・サービス業の振興

日常の買い物の中心は大型店舗が集中する地域に移り、地元商店街・通り会は集客力が著しく低下しています。このような現状を踏まえ、商業の競争から個性に視点を換え、買い物をするだけでなく回遊することを楽しさを感じられる商業空間の創出を推進します。

製造業、流通サービス業を始めとする第2次・第3次産業の振興のために、頑張る地元企業の競争力の強化及び人材育成を支援し、異業種の企業間連携及び農商工連携を推進します。

3 雇用の創出と安定、雇用環境の整備

幅広い業種での安定的な雇用確保、新たな雇用創出のために、企業誘致、創業支援及び経営安定化の支援に努めます。また、事業者及び被雇用者の相互理解による「仕事と生活の調和のとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）」の取組を推進し、魅力ある職場環境の創出に努め、事業活動の効率化及び勤労者福祉の充実を図ります。

4 観光の推進

ツルや武家屋敷に代表される本市ならではの観光素材の更なる魅力アップに努め、戦争遺跡、体験型観光並びに特産品及びその加工品などの地域の多彩な観光資源と組み合わせることで、滞在型観光を推進するとともに、国内外へのプロモーション^(※)や観光ホームページなどを活用した情報発信による誘客に努めます。また、官民一体となった観光客の受入れ体制の整備・強化と地域の活性化につながるイベントや新たな観光資源の充実を図ります。

5 地域間交流・国際交流の推進

交通アクセスに恵まれた地域特性を生かし、近隣地域との連携や交流人口の増大を図るとともに、友好都市との交流を始め、農家民泊による修学旅行生の受入れなどのグリーン・ツーリズムやスポーツを通じた地域間交流を推進します。

また、姉妹都市との交流事業を始めとしてアジア諸国等との交流を進めるとともに、諸外国とツルに関する情報交換などを行い、国際交流を推進します。

6 定住と市民交流の促進

空き家の利活用や交通アクセスに恵まれた地域特性を生かした定住促進策により、大都市圏等からの移住を進めるとともに人口の流出抑制を図ります。

また、出会いと交流の場を創出することで、あらゆる世代における市民間の交流を推進し、地域の活性化を図ります。

(※) プロモーション／誘客のための宣伝活動・広報活動

第6節

市民と行政が協働するまちづくり

市政への市民参画を基本に地域コミュニティの活性化を図り、市民と行政が協働するまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの人権が尊重される人権尊重社会の実現と、性別にかかわらず誰もが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

行財政の運営においては、公共施設の適正配置、民間活力の導入、安定した財政運営のための歳入の確保や歳出の抑制、行政課題に的確に対応した組織の構築や人材育成を行うことにより、持続可能な行財政基盤の構築を図ります。

さらに、飛躍的な進歩を遂げているICT^(※)を積極的に活用し、個人情報保護対策を適正に講じながら、行政サービスの利便性・効率性の向上に努めます。

1 市民参画の推進

積極的に情報発信を行うことにより、市民、市議会及び市の三者が自治の推進に必要な情報を共有し、連携・協力しながら協働によるまちづくりを進めます。

2 地域コミュニティの活性化

自治会活動への住民参加を促すとともに、市民自治の重要な担い手である地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するほか、NPO法人やボランティア団体等との連携・協力により市民と行政が協働するまちづくりを進めます。

3 人権の尊重と男女共同参画の推進

人権に対する市民の正しい理解の下、市民一人ひとりの人権が尊重される人権尊重社会の実現と性別にかかわらず誰もが自らの意思によって多様な生き方を選択することができ、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めます。

4 時代の変化に対応した行政運営体制の構築

時代の変化や要請に的確に対応していくために、より効果的な事業選択と効率的な行政運営に取り組みます。このために、職員数の適正化を図りつつ、市民ニーズにスピード感を持つて的確に対応できるよう組織機構を適宜見直すとともに民間活力の導入を推進します。さらに、これらに対応できる人材の育成に努めるなど、時代の変化に対応した人事行政の運用を目指します。

また、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい公共施設の適正配置と整備に努めます。

(※) ICT／コンピューターやデータ通信に関する情報通信技術の総称

5 健全な財政運営の確保

持続可能な財政基盤の構築のため、財政運営に影響を与える要因を見通しながら安定した財源の確保を図るとともに、市民目線に立って事務事業の徹底した見直し等を行います。また、公営企業等は、市民サービスの向上に努め、独立採算を基本とした健全経営を目指します。

6 情報・通信基盤の整備

防災・医療・福祉等の様々な場面でICTの利活用を推進し、市民がいつでも、どこでも、有益な行政サービスを利用できる環境づくりを目指します。

また、情報セキュリティ対策を講じながら、行政情報システムの整備を行い、行政事務の効率化に努めます。

第二次出水市総合計画 施策の体系図

基本理念

人々の知恵と活力で築くまちづくり

